

新旧対照表

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則（平成30年規則第31号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改

正

後

(補助対象者)

第2条 省 略

2・3 省 略

4 第1項に該当する者（電気自動車等を導入する場合を除く。）又は第2項に該当するもの（断熱窓を導入する場合に限る。）は、同一の住宅について、導入する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が既にこの規則に基づき補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、既にこの規則に基づき補助金の交付を受けて導入した家庭用燃料電池システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが第10条第1項に規定する財産処分制限期間を経過した後に、同種の設備を交換又は増設する場合は、この限りでない。

5 第1項に該当する者（電気自動車等を導入する場合に限る。）は、同一の住宅について、導入する設備と同種の補助対象設備に対し、既にこの規則に基づき補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

6 第2項に該当するもの（断熱窓を導入する場合を除く。）は、同一の工事において、この規則に基づき既に同種の補助対象設備の補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

7 省 略

別表（第3条第2項）

省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の要件	補助金の限度額
省 略		
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	省 略

改

正

前

(補助対象者)

第2条 同 左

2・3 同 左

4 第1項に該当する者が、同一の住宅について、導入する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者がこの規則に基づき補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、電気自動車等を導入する場合は、電気自動車等を導入する住宅において、申請者がこの規則に基づく電気自動車等に係る補助を受けていないこととする。

5 第2項に該当するものが、同一の工事において、この規則に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

6 同 左

別表（第3条第2項）

省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の要件	補助金の限度額
同 左		
同 左	国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
断熱窓	(1) 国が <u>令和5年度</u> 以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) 省 略	省 略	同 左	(1) 国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) 同 左	同 左
電気自動車等	(1)～(3) 省 略 (4) 国が <u>令和5年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車等であること。	省 略	同 左	(1)～(3) 同 左 (4) 国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車等であること。	同 左
V 2 H 充放電設備	国が <u>令和5年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV 2 H 充放電設備であること。	省 略	同 左	国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV 2 H 充放電設備であること。	同 左
集合住宅用充電設備	国が <u>令和5年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。	省 略	同 左	国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。	同 左
省 略			同 左		

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
第8号様式（第10条第3項） 省 略 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認・不承認通知書 年 月 日付けで申請のあった処分については、次のとおり承認（不承認）としたので、<u>浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則</u>第10条第3項の規定により通知します。 省 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	第8号様式（第10条第3項） 同 左 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認・不承認通知書 年 月 日付けで申請のあった処分については、次のとおり承認（不承認）としたので、<u>浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱</u>第10条第3項の規定により通知します。 同 左